

障害児入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特例による指定の有無	定員数	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等				適用開始日	
					地域区分	指定施設	17	7級地		23
各サービス共通					重度障害児支援加算（施設要件・知的・自閉）	1. なし	2. あり			
					重度障害児支援加算（施設要件・肢体不自由）	1. なし	2. あり			
					定員超過	1. なし	2. あり			
					身体拘束禁止未実施	1. なし	2. あり			
					虐待防止措置未実施	1. なし	2. あり			
					業務継続計画未策定	1. なし	2. あり			
					情報公表未報告	1. なし	2. あり			
					日中活動支援体制	1. なし	2. あり			
					重度障害児支援（強度行動障害）	1. なし	2. あり			
					強度行動障害加算体制	1. なし	2. I	3. II		
					心理担当職員配置体制	1. なし	2. I	3. II		
					看護職員配置体制	1. なし	2. I	3. II		
					児童指導員等加配体制	1. なし	2. 専門職員（理学療法士等）	3. 児童指導員等		
					自活訓練体制	1. なし	2. あり			
					自活訓練体制 II	1. なし	2. あり			
					福祉専門職員配置等	1. なし	3. II型	4. III型	5. I型	
					栄養士配置体制	1. なし	2. その他栄養士	3. 常勤栄養士	4. 常勤管理栄養士	
					小規模グループケア体制	1. なし	4. I	5. II	6. II (9~10人)	7. I・II 8. I・II (9~10人)
					小規模グループケア体制（サテライト型）	1. なし	2. あり			
					ソーシャルワーカー配置体制	1. なし	2. あり			
要支援児童加算（II）体制	1. なし	2. あり								
福祉・介護職員等処遇改善加算対象	1. なし	2. I	3. II	4. III	5. IV 6. V					
福祉・介護職員等処遇改善加算（V）区分	1. V (1) 6. V (6) 11. V (11)	2. V (2) 7. V (7) 12. V (12)	3. V (3) 8. V (8) 13. V (13)	4. V (4) 9. V (9) 14. V (14)	5. V (5) 10. V (10) 14. V (14)					
指定管理者制度適用区分			1. 非該当	2. 該当						
地域生活支援拠点等			1. 非該当	2. 該当						
障害者支援施設等感染対策向上体制			1. なし	2. I	3. II 4. I・II					
重度障害児支援加算（施設要件・知的・自閉）	1. なし	2. あり								
重度障害児支援加算（施設要件・肢体不自由）	1. なし	2. あり								
定員超過	1. なし	2. あり								
身体拘束禁止未実施	1. なし	2. あり								
虐待防止措置未実施	1. なし	2. あり								
業務継続計画未策定	1. なし	2. あり								
情報公表未報告	1. なし	2. あり								
重度障害児支援（強度行動障害支援者養成研修）	1. なし	2. あり								
強度行動障害加算体制	1. なし	2. I	3. II							
心理担当職員配置体制	1. なし	2. I	3. II							
自活訓練体制 I	1. なし	2. あり								
自活訓練体制 II	1. なし	2. あり								
福祉専門職員配置等	1. なし	3. II型	4. III型	5. I型						
保育職員加配体制	1. なし	2. あり								
小規模グループケア体制	1. なし	4. I	5. II	6. II (9~10人)	7. I・II 8. I・II (9~10人)					
ソーシャルワーカー配置体制	1. なし	2. あり								
要支援児童加算（II）体制	1. なし	2. あり								
福祉・介護職員等処遇改善加算対象	1. なし	2. I	3. II	4. III	5. IV 6. V					
福祉・介護職員等処遇改善加算（V）区分	1. V (1) 6. V (6) 11. V (11)	2. V (2) 7. V (7) 12. V (12)	3. V (3) 8. V (8) 13. V (13)	4. V (4) 9. V (9) 14. V (14)	5. V (5) 10. V (10) 14. V (14)					
指定管理者制度適用区分			1. 非該当	2. 該当						
地域生活支援拠点等			1. 非該当	2. 該当						

○ 着色した加算は令和6年度の報酬改定において、変更のある加算です。

- 「特例による指定の有無」欄は、18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援のための法律に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置（経過的施設入所支援・経過的生活介護）の有無について選択してください。
- 「施設等区分」欄については、併設する障害者支援施設がある場合においては、その利用者（児童）の状況に応じ、障害者支援施設が主たる施設の場合には2を、障害児入所施設が主たる施設の場合には3を選択してください。
- 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定してください。
- 処遇改善（特別）加算は、適用に当たって毎年度届出を要し、実績報告の提出も要します。
- 栄養士配置加算（I）については「3：常勤栄養士または4：常勤管理栄養士」を選択してください。
- 栄養士配置加算（II）については「2：その他栄養士」を選択してください。
- なお、栄養マネジメント加算を適用する場合には「4：常勤管理栄養士」を選択してください。
- 「処遇改善加算のキャリアパス区分」欄は、処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。「特定処遇改善加算区分」欄は、特定処遇改善加算が「2 あり」の場合に記載してください。
- 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、配置した心理指導担当職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。